

福祉拠点整備の考え方について

1 現況

従来の福祉制度は、血縁、地縁など確かなコミュニティの結束を前提としながら、主に行政機関の窓口や社会福祉協議会が各種相談の役割を担い、高齢者、児童、障がい者、生活困窮者など世代別、属性別の専門的支援として充実が図られてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加などにより、家庭の力が弱まるとともに、地域の共同体による支援力が低下しており、また、8050問題のように、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合って複雑化していることも多く、制度の狭間に陥り支援を受けられないケースや本人や家族がどこに相談してよいのか分からないようなケースも増加している。

2 目的

本事業は、こうした背景を踏まえ、市民がより身近な場所で包括的な相談・支援を受けられる「福祉拠点」を整備することにより、社会的な孤立を防ぐとともに、公的機関をはじめとする既存の窓口と連携し、各種制度や社会資源に柔軟に繋ぎ、個人・家族が直面する困難に適切に対処することを目的とする。

また、福祉拠点を取巻く社会資源の再構築や連携強化により、地域全体で支える力を取り戻し、地域社会への包摂を実現することを目指し、旧来の福祉からの転換を図ろうとするものである。

3 事業の概要

(1) 福祉拠点

現在、市内10の日常生活圏域ごとに1か所ずつ配備され、「高齢者あんしん相談窓口」として定着している地域包括支援センターを、高齢者の問題に限らず、障がい、子ども、生活困窮、ひきこもりなど幅広い分野の課題に対応し、地域の方が気軽に立ち寄れる多機能型地域包括支援センターとして福祉拠点化する。

(2) 拡充する機能

福祉拠点となる地域包括支援センターにおいては、現状の「高齢者あんしん相談窓口」としての機能に加え、高齢者以外の幅広い困りごとを支援するために、センター1か所につき3名程度を増員する。

また、全ての福祉拠点を自立相談支援機関(※)に位置付け、アウトリーチを含む早期の対応により、断らない相談支援を実践し、誰一人置き去りにしない地域社会の実現を目指す。

4 今後の想定スケジュール

令和	2年	4月	福祉拠点整備担当課長の配置
		10月	令和3年度予算要求（債務負担等関連経費）
	3年	3月	令和3年度予算議決
		秋頃	事業者選定の実施
	4年	4月	福祉拠点の設置

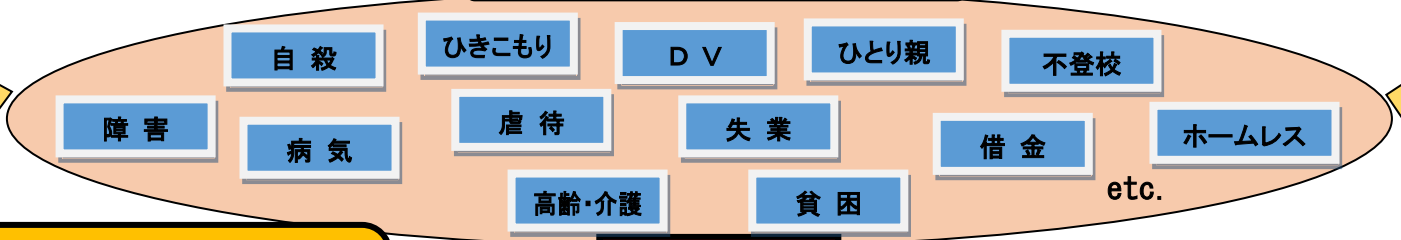
※自立相談支援機関

生活困窮者自立支援制度の中心的事業である自立相談支援事業を行う機関。

生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の包括的な相談窓口により情報とサービスの拠点として機能する。自立相談支援事業では「断らない相談支援」を実践しており、経済的な問題だけでなく、ひきこもりなどの社会的な孤立も含めた生活全般に関する困りごとの相談を幅広く受け、関係機関と連携し個々に応じた支援につなぐなど、適切な対処を行う。

●福祉拠点のイメージ（案）

様々な暮らしのお困りごと



アウトリーチ

アウトリーチ

多機能型
地域包括支援センター

相 談

既 存

高齢・介護
(主に65歳以上)

拡 充

その他生活全般
(主に65歳未満)

高齢者の困りごと支援

高齢者以外の困りごと支援

×市内 10箇所

- 高齢・介護の相談支援
- ・保健師 ・社会福祉士
 - ・主任ケアマネ ・ケアマネ

- 包括的な相談支援
- ・社会福祉士等
 - 自立相談支援機関

連携・利用勧奨

連携・利用勧奨

主な関係機関

市役所

- ・子ども未来部（DV，児童虐待）
ひとり親家庭サポートステーション
マザーズサポートステーション
（子ども家庭総合支援拠点）
- ・教育委員会（就学援助，不登校）
- ・市民部（借金，債務整理）
- ・都市建設部（住宅セーフティネット）

- ・障がい保健福祉課（介護給付，自殺相談，障害者虐待，ひきこもり）
- ・生活支援課（生活保護，ホームレス，ひきこもり）
- ・高齢福祉課（高齢者サービス，高齢者虐待，ひきこもり）
- ・介護保険課（介護サービス）

- ・市社協（生活福祉資金貸付，地域福祉コーディネーター，福祉人材バンク）
- ・児童相談所，民生児童委員，在宅福祉委員
- ・ハローワーク（職業相談，紹介）
- ・法テラス（法律相談）